



発行 東京都

目次

90

規則（教）

- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………三

規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第五項中

「及び慶弔休暇」を「慶弔休暇及び災害休暇」に改める。

第二十一条中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十八条第三項中「勤務時間」の下に「（以下「定められた勤務時間」とい

う。）」を加える。

第三十四条を第四十三条とし、第三十三条を第四十二条とし、第三十二条の次に次の九条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第三十三条 条例第八条の三第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第一項の規定を準用する。

2 条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第三十四条 条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十七条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第三十五条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる時間講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第三十六条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除外する。

一 第二十八条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 傷病を原因とする欠勤により勤務しなかつた期間（第十八条第四項第二号に掲げる期間を除く。）

三 第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間

（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱ひを受けた期間

五 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間

3 時間講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除外する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 第十九条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4 第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる時間講師であつて、第三十五条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たつては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除外する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 時間講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。

（勤務期間等の通算）

第三十八条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十四条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第三十九条 条例第八条の三第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第三十条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第四十条 勤勉手当の支給日については、第三十一条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第四十一条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二第一項第二号及び第五項並びに第二十一条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する災害休暇の請求等は、令和六年一月一日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二十三条中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第三十二条第三項中「勤務時間」の下に「（以下「定められた勤務時間」という。）」を加える。

第三十八条を第四十七条とし、第三十七条を第四十六条とし、第三十六条の次に次の九条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第三十七条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第一項前段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第一項の規定を準用する。

2 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第三十八条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第四十一条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第三十九条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第四十二条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第一百七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第四十条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除外する。

一 第三十二条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 別表第一の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 第二十二条に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 日勤講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除外する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 第二十二條の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限り。）

三 育児休業法第十九條第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限り。）

4 第四十二條第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、第三十九條第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たつては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除外する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第四十一條 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三條の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三條の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当

規則第三條の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 日勤講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。（勤務期間等の通算）

第四十二條 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九條第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十八條から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第四十三條 条例第十三條の三の規定により準用する条例第八條の三第二項の教育委員会規則で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第三十四條の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第四十四條 勤勉手当の支給日については、第三十五條の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第四十五條 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十一條第二号及び第二

十三条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する災害休暇の請求等は、令和六年一月一日前においても行うことができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

